

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	障害児福祉手当及び特別障害者手当 不当利得の徴収	
根拠法令・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第24条及び第26条の5	
所 管 課	各区保健福祉総合センター 地域福祉課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、手当の支給を受けた額に相当する金額の全部または一部を徴収する。</p> <p>(偽りその他不正の手段の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師に不実の申立てをし、虚偽の診断書を作成させて手当の支給を受けた場合 ・ 他人の名義を盗用して認定請求を行うことにより手当の支給を受けた場合 ・ 認定請求書に添付すべき証明書等を改変して、手当の支給を受けた場合 ・ 所得等に関する証明書を偽造若しくは改変して使用し手当の支給を受けた場合 ・ 受給資格の喪失事由に該当することを知っているにもかかわらず、届出せず手当の支給を受けた場合 	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 (弁 明)
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	